配当公告

宮城県栗原市一迫真坂字清水小畑前三番地
破産者　大森　茂

右の者に対する仙台地方裁判所古川支部平成二十四年（フ）第二十三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、九〇八、三七五円

一、配当することのできる金額
金二一、八三〇、九二二円

平成二十六年十一月十九日
仙台市青葉区一番町二丁目一一―二ブレジデント一番町六〇一富澤秀行法律事務所
破産管財人　富澤　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市中島町三丁目八番、最後の住所北海道室蘭市中島町三丁目八番一四号
被相続人　亡　澤崎　広志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
北海道室蘭市中島町二丁目二七番一一号
インプレス中島二〇一　奈良法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奈良　泰哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市河原田二丁目三五番地の一、最後の住所宮城県気仙沼市河原田一丁目五番八号
被相続人　亡　斉藤　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
宮城県気仙沼市赤岩老松四一番地二弁護士法人東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　東　忠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平字作町三丁目一番地一七、最後の住所福島県いわき市平字作町三丁目一番地の一七
被相続人　亡　鈴木　茂美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
福島県いわき市平字田町一二〇番地ラトブ七階浜通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　三加

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県猿島郡総和町大字高野一四七二番地の一、最後の住所茨城県猿島郡総和町大字水海二七六〇番地一
被相続人　亡　関　喬雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号
水戸ビル二階みとみらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市大堀一六〇九番地三、最後の住所千葉県富津市大堀一六〇九番地の三
被相続人　亡　福原　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
事務所千葉県市中央区中央四丁目一七番三号
袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　島田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷二丁目九番地一、最後の住所千葉県船橋市西船六丁目七番八号　イリーゼシルバーホームふなばし
被相続人　亡　池本　一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
事務所千葉県浦安市猫実四―一八―二七
浦安サンライズＢＬＤⅡ四〇二　浦安綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤岡　康友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市幸二丁目三番、最後の住所千葉県川市幸二丁目三番四―三〇一号　ライオンズマンション行徳
被相続人　亡　塩原　壽哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
事務所千葉県船橋市湊町二―二―九イシデンビル五階　京葉まちかど法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大家　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡年月日明治三十一年十月三十一日
被相続人　亡　渡邉　弥一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡年月日昭和二十三年十二月三十一日
被相続人　亡　渡邉濱之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区横川五丁目八番、最後の住所東京都墨田区横川五丁目八番一二―四〇一号藤和シティコープ錦糸町Ⅱ
被相続人　亡　堺　和利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号
たんぽぽ館一階たんぽぽ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区赤羽南二丁目二一四番地、最後の住所東京都北区東十条三丁目九番八号
被相続人　亡　塩ノ谷勝之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日
東京都港区北青山三丁目一二番七号秋月ビル四〇七浅倉隆顕法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

本店移転についてのお知らせ

当社は平成二十六年八月八日をもって本店を移転しましたので、ここにお知らせ申し上げます。

記

一、新所在場所　大阪市天王寺区東高津町一二番一八号

一、旧所在場所　大阪市天王寺区石ケ辻町三番一三号

平成二十六年十一月十九日
大阪市天王寺区東高津町一二番一八号
株式会社フォーティシステム
代表取締役　福山　高